

決裁	センター長	副センター長	課長・専門役	係長	担当者	係員

## 淀川河川公園 公園一時使用届

令和 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

住 所

氏 名

(団体名)

電 話

(当日、連絡のつく番号を記載)

F A X

※書類の返信に使用します。

下記の通り使用を希望するのでお届けします

### 記

1 場 所

地区 (別添図の区域)

2 目 的

3 内容及び人数 (詳細を記載。別紙があればその旨記載)

使用人数 人

4 使用日時

年 月 日 ( )

日間

(3か月先、計5日間まで)

時 分～ 時 分

5 仮設物 (タープ・テント等、他の公園利用者の妨げになる恐れのあるものがあれば記載。概ね20㎡まで)

6 別紙『「淀川河川公園 公園一時使用届」届出に際しての注意事項』記載内容を厳守します。

受 付 者

受 付

第 号

令和 年 月 日

淀川河川公園管理センター  
守・背・鳥

# 「公園一時使用届」届出に際しての注意事項

- 届出者は本紙記載内容を理解し、届出内容を参加者にも周知してください。
- 届出者は次の内容を前提としたことを承知したうえで公園管理センターへ届け出てください。
  - (1)場所の予約や確保、内容の許可ではありませんので、届出場所の排他的・独占的・優先的使用はできません。
  - (2)営業を目的とした行為はできません。
- 次に示すような場合、届出受理後の受理取消及び実施中止指示、また、以降の利用をお断りすることがあります。
  - (1)届出内容に偽りがあった場合、関係法令等に違反した場合、本紙記載内容である注意事項を守らない場合。
  - (2)公園の保全、または公園利用者に支障が生じた場合。
  - (3)公園の運営上、または公益上やむを得ない必要が生じた場合。
  - (4)公序良俗に反することが確認された場合。
  - (5)届出者および届出内容参加者に“暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律”第2条2号に規定する暴力団及び、同条6号に規定する暴力団員等に該当する場合や、その他反社会的勢力に属する者がいると認められる場合。
- 公園利用者に迷惑をかけないよう留意してください。また、次の内容を順守してください。
  - (1)公園利用者の安全を守るよう、必要な措置を講じてください。土日祝日等公園利用者が多数いる場合には、場所移動または利用中止をお願いする場合があります。
  - (2)公園を損傷し、汚損するなど公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をしないでください。
  - (3)公園の風致及び美観や、その他公園としての機能を害しないでください。
  - (4)運動施設近接地においてテント等の仮設物の設置はしないでください。
- 受理された届出内容の事項を変更しようとするときは、公園管理センターに確認してください。
- 届出期間満了とともに公園を原状回復してください。なお、早急な対応が困難な場合は、公園管理者の指示に従ってください。また、施設等の損傷・汚損・滅失した場合は、これを修理等で原状回復、または損傷を賠償していただきます。
- 事故が発生、またはその恐れがあると判断される場合は、速やかに他の公園利用者の安全を図り、公園管理センターへ報告してください。また、一切を届出者の責任において処理してください。  
【淀川河川公園 守口サービスセンター TEL：06-6994-0006】
- 生じたゴミは終了後、責任をもってお持ち帰りください。**
- 拡声器等、音を増幅する装置類や発電機を使用する場合や演奏等で大きな音や光を発する場合、もしくは電波等が発する場合は届出書面に記載し、公園管理センターの指示に従ってください。
- 当公園の広場におけるグループでの球技は運動施設（有料・事前予約制）をご利用ください。  
スポーツの練習・トレーニングをされる場合は、以下の行為を禁止とさせていただきます。
  - (1)野球：ネット、ベース等の仮設物設置、硬球・スパイクの使用、試合形式の練習、バッティングを伴う練習
  - (2)サッカー／ラグビー：ゴール等の仮設物設置、スパイクの使用、スクラム等草地を傷める練習、試合形式の練習
  - (3)ゴルフ：素振りを含むすべてを禁止。
  - (4)他のご来園者の皆様に迷惑、危険を及ぼす行為やその他芝生・草地を傷めると判断する行為
- その他内容について、届出時もしくは届出内容実施時に公園管理センターの指示があれば従ってください。